

廃棄物、資源循環対策

資源循環課では、地方自治体と連携し、廃棄物の適正処理及び不法投棄対策の推進、災害廃棄物への対応、循環型社会推進の構築等に取り組んでいます。

廃棄物の適正輸出入の推進

有害な廃棄物の不適正輸出入の未然防止等のため、再生資源等の輸出入の事前相談を行うとともに、不適正輸出入事案に対して関係機関と連携し港湾等での検査会を実施し、悪質な場合には指導等を行っています。また、産業廃棄物輸出申請、再生利用率の輸入事業者・再生利用事業者認定に係る業務を行っています。



◆ 質問検査立会

災害廃棄物処理対策

近年、線状降水帯の発生等により全国で水害が多発するともに、台風や地震も頻繁に発生するなどして、各地に被害が生じています。また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生も懸念されており、こうした自然災害により発生する災害廃棄物の対策が求められています。

このため、管内の地方自治体や関係機関、民間団体とともに近畿ブロック協議会を設置し、広域的な連携体制の確保に向け行動計画の策定により実効性を高めるための研修・訓練や各種マニュアルの作成を行うなどして、地方自治体への面的支援を進めています。

また、自然災害が発生した際には、被災地の現地確認を行い、迅速かつ適正な処理を実施するために、被災した地方自治体の災害廃棄物処理活動の支援を行っています。特に大規模災害が発生した際には、近畿地方以外の地方への支援も実施しています。



◆ 災害廃棄物集積所

プラスチック資源循環促進対策

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法に基づき、管内の地方自治体または事業者が、再商品化計画、自主回収・再資源化事業計画及び再資源化事業計画を作成し、計画の認定申請を行なっており、当該計画が認定要件等に照らし適切なものとなるよう必要な助言等を行なっています。

また、消費者、事業者、地方自治体のプラスチック資源循環に関する相談を受けています。



◆ プラスチック資源循環法

PCB廃棄物の処理の推進

人の健康・環境への有害性が確認され、分解されにくく、環境中に長期間残留するPCB(ポリ塩化フェニル)は国際条約で機器内での使用の廃止、適正な管理が求められています。2021年3月末をもって、近畿2府4県内の高濃度PCB廃棄物の処分期間終了となり、現在は新たに発見された高濃度PCB廃棄物への対応を自治体等と連携しながら行っています。また、2027年3月末に処分期限を迎える低濃度PCB廃棄物については、管内関係機関と連携して使用製品の実態把握に努めるとともに、無害化処理施設等とも連携し、処分完了に向けた取組みを進めています。



◆ 廃棄物運搬車両路上検査

廃棄物の不法投棄・不適正処理対策

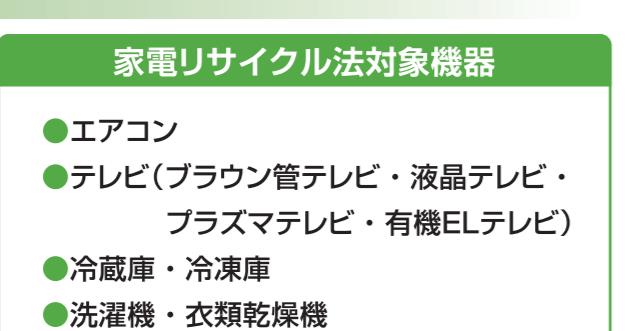
廃棄物の不法投棄や不適正処理対策は、早期発見・早期対応による未然防止が重要であり、市民の協力が不可欠であるため、地方自治体と連携し、廃棄物の不法投棄・不適正処理撲滅を目的とした普及啓発活動やセミナー、連絡会議の開催を実施しています。

また、地方自治体の開催する不法投棄対策会議やイベント、産業廃棄物運搬車両の路上検査等に積極的に参加しています。

各種リサイクルの推進

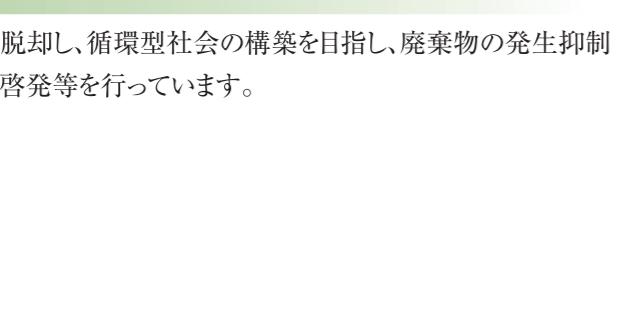
家電リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、食品リサイクル法の各種リサイクル法に基づき、その適正な実施のため、関係機関と協力し、事業者に対して、計画的な立入検査・調査を実施するだけでなく、通報等の情報が寄せられた事業者への立入検査も併せて実施しています。

また、各種リサイクル法に関する消費者や事業者の問合せや相談を受け付けています。



循環型社会の構築

これまで大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3Rへの啓発等を行っています。



地域脱炭素の推進

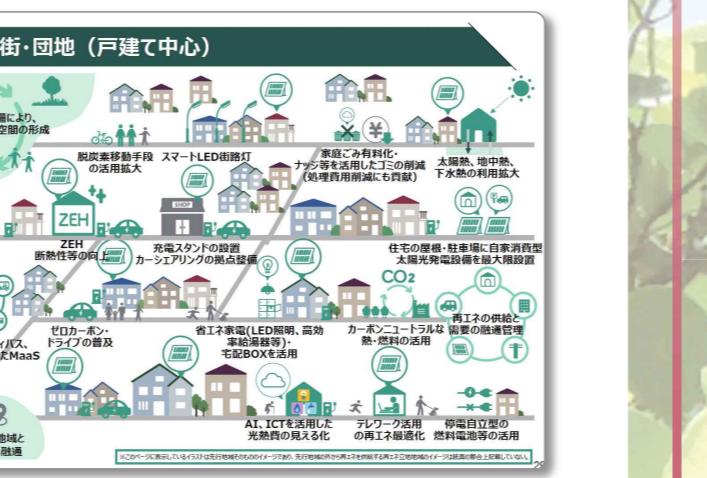
地域脱炭素を推進するためには、産業・暮らし・交通等のあらゆる分野で、地域の強みを生かして地方創生に寄与するように進めることが重要です。そのため、地域脱炭素創生室では、近畿地方の自治体・民間事業者・NPOなどと連携し、地域脱炭素の取組みを支援しています。



◆ 近畿地域エネルギー温暖化対策推進会議

脱炭素先行地域

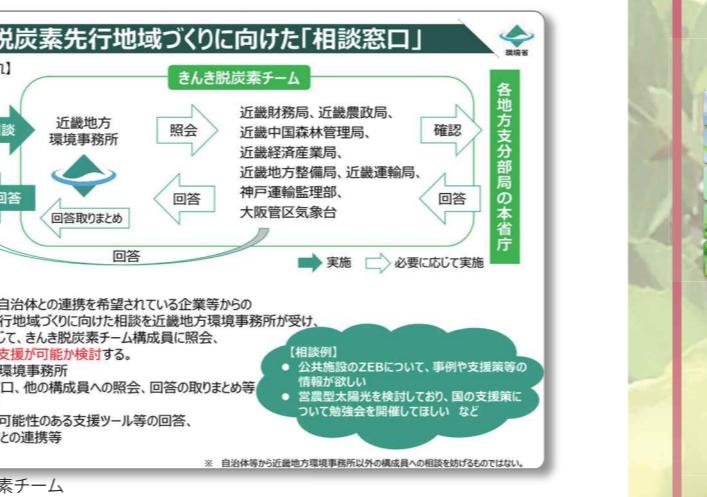
「脱炭素先行地域」とは、地域課題を解決し地域の魅力と質の向上を実現しながら、地域の脱炭素を実現するモデル地域です。近畿地方では、オールドニュータウン・農山村・観光・スポーツ・コミュニティ等、様々な要素と脱炭素を掛け合わせた11提案(2023年12月現在)が選定されており、これらの方針形成・実行支援を行っています。



◆ 脱炭素先行地域

地方自治体向け

自治体による地球温暖化対策の計画である「地方公共団体実行計画」の策定や地域脱炭素のための促進区域に向け行動計画の策定により実効性を高めるための研修・訓練や各種マニュアルの作成を行うなどして、地方自治体への面的支援を進めています。



◆ きんき脱炭素チーム

民間事業者向け

中堅・中小企業の脱炭素経営を促進するため、脱炭素経営の重要性に関する講演・セミナー等を実施しています。特に地域金融機関や商工会議所等の支援機関に対して普及・啓発を行うことで、脱炭素経営を拡げる人材の育成や強化を進めています。



◆ 支援機関向けワークショップ

各種環境対策

環境対策課では、地域の自主的な環境保全活動の取組みを推進し、地域循環共生圏の創造、環境パートナーシップの構築、里海づくり、公害・化学物質対策等に取り組んでいます。



◆ 行政・民間企業・NPO等への支援

地域循環共生圏の創造

地域資源を活用して地域が抱える環境・経済・社会課題を統合的に解決する自立・分散型の持続可能な社会(地域循環共生圏)づくりに向けて、地方自治体や民間企業、NPO等への支援やネットワークづくり等を進めています。



◆ 里海づくりの推進

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく行政事務に関する関係府県・市町村との調整や意見交換、瀬戸内海をはじめとした閉鎖性海域等の沿岸域における里海づくりなどに取り組んでいます。



◆ 環境影響評価の適切な実施

近畿地域で行われる開発事業に対して、環境保全の観点から環境影響評価(環境アセスメント)の審査業務や終了した案件のフォローアップを実施しています。



◆ 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出を抑制するための国民運動を関係機関等と連携して推進しています。温暖化による影響に対処し、被害を回避・軽減するための適応策の推進にも取り組んでいます。



◆ 環境パートナーシップ・環境教育の推進

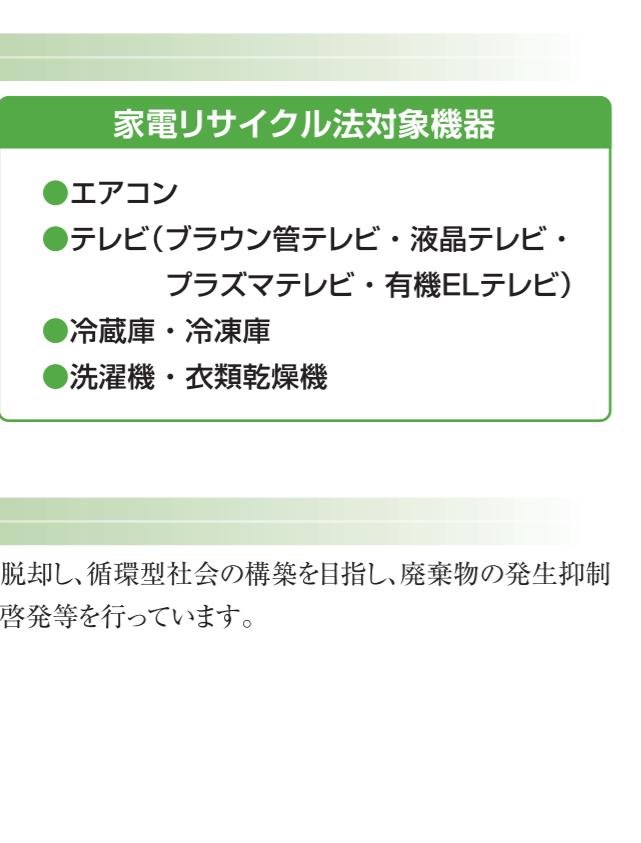
近畿地域における持続可能な地域づくりのための中間支援機能を發揮する拠点として「きんき環境館(近畿環境パートナーシップオフィス)」、ESD(持続可能な開発のための教育)を推進する拠点として近畿EDS活動支援センターを運営し、地方自治体・事業者・民間団体等の活動を支援しています。



◆ きんき環境館(近畿環境パートナーシップオフィス)

自然とのふれあいの場の提供

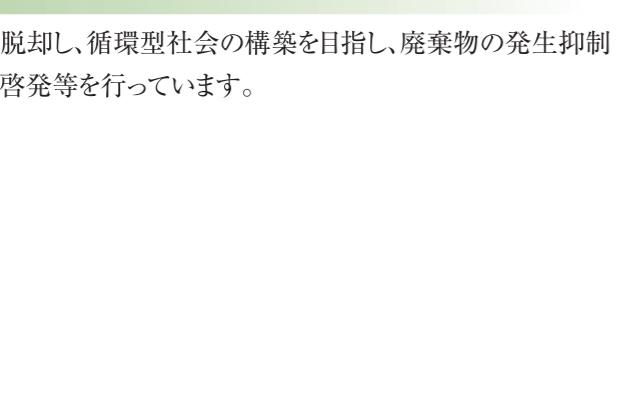
豊かな自然とのふれあいを確保しながら、優れた自然環境を次世代に引き継いでいくために、国・地方自治体・事業者などにおいてビジターセンターや展望台、登山道等の整備・維持管理を行なっています。



◆ 国立公園等の施設整備

循環型社会の構築

これまで大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の3R等への啓発等を行っています。



◆ 自然とのふれあいの場の提供

豊かな自然とのふれあいを確保しながら、優れた自然環境を次世代に引き継いでいくために、国・地方自治体・事業者などにおいてビジターセンターや展望台、登山道等の整備・維持管理を行なっています。



◆ 鳥取丘ヒジカセンター

野生生物の生態環境の保全・再生

国指定鳥獣保護区では、野生鳥獣の生態環境を保全再生するため、干潟の再生等の事業を実施しています。また、国・地方環境事務所等による森林生態系を保全再生するため、シカによる樹木の食害を防ぐ防鹿柵(ぼうくさく)を設置する等の事業を実施しています。



◆ 大台ヶ原山岳・日出ヶ原展望台

国立公園の保護・利用

国立公園は、日本を代表する優れた自然の風景地として、自然公園法に基づき指定されています。国立公園では、自然環境の保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として適切な利用を促進しています。管内では、吉野熊野国立公園・山陰海岸国立公園・瀬戸内海国立公園(兵庫県、和歌山県及び大阪府/海域のみの区域)が指定されています。

公園計画の作成、公園事業の執行

国立公園の適正な保護・利用を図るための基本的な計画が「公園計画」です。公園計画は大きく規制計画と事業計画の二つに分けられ、それぞれ保護と利用のための計画があります。公園計画は、国立公園を取り巻く社会情勢の変化に応じ、おむね5年ごとに見直すこととなっており、そのための調査や計画の作成、変更作業を行なっています。

また、公園計画に基づき、保護・利用のための施設を整備し管理運営する事業を「公園事業」と呼び、公園事業を実施するための調査、計画作成、事業執行を行なっています。

管理運営計画の策定・運用

管理運営計画は、国立公園内の各地域の特色・特性に応じて細かく管理を行なうため、風致景観の保全や公園施設の整備・利用の指導、美化清掃等にかかる取扱方針等を定めるものです。公園計画の見直しや社会情勢の変化に応じ、管理運営計画の策定、改訂を行なっています。

国立公園満喫プロジェクト

政府が平成28年3月に取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化するとのコンセプトの下、受け入れ環境整備や効率的なプロモーションを実施しています。また、国立公園の保護と利用の新規開拓により、優れた自然を守り地域活性化を図る事業を推進しています。



◆ 国立公園満喫プロジェクト

国立公園管理事務所、自然保護官事務所等

(レンジャーとアクティブラインジャー等による活動)

国立公園の管理・自然とのふれあい活動、施設の整備・管理等の業務を地域で即した形で行なうため、各国立公園に国立公園管理事務所、国立公園管理官事務所、自然保護官事務所を設置し、自然保護官(レンジャー)を配置しています。

また、自然保護官等を補佐し、国立公園のパトロール、自然解説、パークボランティアとの連絡調整等の現地活動を行なうアクティブラインジャーも配置しています。

自然公園法に基づく各種行為規制等に関する指導・調整

古くから土地利用が進んだ日本では、自然公園法は土地の所有にかかわらず自然公園に指定できる制度となっています。国立公園の内に公有地と私有地が混在し、様々な社会活動が行われています。これらの活動と自然風景の調和をはかるため、工作物の新築・増築・改築等、広告物の設置等について行為規制と指導を行なっています。



◆ オニヒトスピ

グリーンワーカー・マリンワーカー事業の執行

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地元の自然環境や社会条件を熟知した地域の方々の手で、各種の自然環境保護活動を実施することにより、より質の高い高齢者向けの清掃・登山道の管理及び展望台の再生等のための海中におけるサンゴ食害の駆除等多岐にわたる事業を実施しています。



◆ 自然解説を行なうアクティブラインジャー

ふれあい活動の推進

自然に親しみ、利用マナーを学んでもらうため、森や海など国立公園の豊かな自然を舞台に、自然観察会等の自然のふれあいイベントを実施しています。イベントでは、「みる」「きく」「ふれる」など五感をを使った自然のふれあいを通じて豊かな感性を育むとともに、自然環境への理解を深める活動を行なっています。



◆ 竹野スヌーケルセンター

ジョバードとの連携

国立公園ビオパークは、どちらも日本を代表する地形・地質やそれにより成立した風景・生態系等を対象とする共通性があります。ビオパークと多くの区域が重複する吉野熊野国立公園と山陰海岸国立公園では、より質の高い利用の推進や地域の観光振興に貢献するため、ビオパークとの連携による利用者への情報発信やプログラム提供等に関する取組みを行なっています。



◆ バーチボランティア自然観察会(東大台)

自然再生・里